

平成 23 年 11 月 17 日

事業者の皆様へ

ハウスプラス住宅保証株式会社

リフォームかし保険ならびに大規模修繕工事のかし保険
引受対象物件変更のご案内

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度弊社は、掲題保険商品について変更認可を取得しました。この変更認可により、平成 23 年 11 月 21 日受取分から掲題保険商品の引受対象物件が変更となります。

つきましては詳細を以下の通りご案内いたしますので、ご確認の程宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更の概要

これまで物件規模等によっては、リフォームかし保険と大規模修繕工事のかし保険のどちらの引受対象にも該当する物件がありましたが、平成 23 年 11 月 21 日以降弊社受取分から、下記の通り引受条件を変更し、いずれかの保険の引受けとさせていただきます。

2. 大規模修繕工事のかし保険の変更点

変更前	変更後
全ての規模の RC、SRC または鉄骨造の住宅	RC、SRC または鉄骨造の共同住宅(併用住宅()を含む。)ただし、延床面積数が 500 m ² 未満かつ階数が 3 以下の住宅は除きます。 住戸数が 1 で、人の居住の用以外に供する部分用途を含む建物をいいます。

【変更内容】

「延床面積が 500 m²未満かつ階数が 3 以下の住宅」は大規模修繕工事のかし保険とリフォームかし保険のどちらの引受対象にも該当しましたが、今回の変更により、リフォームかし保険での引受けとします。また、本保険の引受対象を、共同住宅(併用住宅を含む)とします。

3. リフォームかし保険

変更前	変更後
全ての規模・工法・構造の人の居住の用に供したことがある住宅	次に掲げるいずれかの住宅又は住宅の部分に対する工事に限る。 戸建て住宅(併用住宅を除く。) 延床面積が500㎡未満かつ階数が3以下の共同住宅(併用住宅を含む。) 以外の共同住宅の専有部分(区分所有でない共同住宅の場合にあっては、専有部分に相当する部分をいう。また、専有部分の工事の発注者が共用部分の工事を併せて発注する場合は、当該部分を含む。)

【変更内容】

これまで住宅の規模による引受条件は設けておりませんでした。今回の変更により、上表右欄の通り、引受条件を変更しました。

なお、これまでと同様、基礎の新設工事を含む工事または構造耐力上主要な部分の改修工事が含まれる工事で、新耐震基準に適合することが確認できない住宅は保険引受の対象外となりますのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、弊社までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

以上